

## 第 1 0 4 号議案

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する  
条例

第 1 条 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 5 5」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 5 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 3 9」に改める。

第 2 条 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「7 7 万 3, 0 0 0 円」を「7 6 万 3, 0 0 0 円」に改める。

第 4 条第 3 項中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 5 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 3 9」を「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 4 7」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育長の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。